

山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る 競争入札による総合評価落札方式実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県土整備部が所管する競争入札による建築関係建設コンサルタント業務委託に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）総合評価落札方式 価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- （2）評価値 価格点に技術点及び品質等確実点を加えた評価点をいう。
- （3）価格点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- （4）技術点 入札参加者の業務実績や技術提案等から算定した評価点をいう。
- （5）品質等確実点 品質確保の実効性と業務履行の確実性を担保するため設定した評価点をいう。
- （6）簡易型 入札参加者の業務実績や業務成績等により評価を行う形式という。
- （7）標準型 業務の実施方針及び業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマに関する技術提案を求め、入札参加者の業務実績や業務成績等と合わせて評価を行う形式という。

（対象業務）

第3条 総合評価落札方式の対象業務は、事前に業務の仕様を確定可能なもので入札者の提示する企業及び技術者の実績・経験、技術提案等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務のうち、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が5百万円以上の業務とし、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）が必要と認めた、次の各号に該当する業務とする。

- （1）簡易型 対象となる工事の類似事例が多い設計業務及び工事監理業務
- （2）標準型 簡易型以外の設計業務及び工事監理業務

（学識経験者の意見の聴取）

第4条 契約担当者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、当該意見聴取において、併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（落札決定基準の決定）

第5条 落札決定基準については、山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）で決定するものとする。

（参加者の選定等）

第6条 契約担当者は、第3条に規定する業務を発注しようとする場合は、「山形県県土整備部所管業務委託に係る条件付一般競争入札実施要領」により入札参加資格を決定するものとする。

（入札公告に明示する事項）

第7条 契約担当者は、入札公告に、以下の事項を記載するものとする。

- （1）総合評価方式による入札であること。
- （2）総合評価の方法

- (3) 入札参加者の欠格に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 企業及び技術者や技術力に関する資料（以下「技術資料」という。）の提出方法、提出先及び提出期限
- (6) 技術資料の作成様式及び作成上の留意事項
- (7) 資料のヒアリングを実施すること（資料のヒアリングを実施する場合）。
- (8) その他必要な事項

（技術資料の審査）

第8条 提出された技術資料は、審査会において審査を行うものとする。ただし、技術資料の審査については、技術提案等に係る技術的な所見（以下「技術的所見」という。）に関するものに限る。

- 2 前項の審査を行う場合は、必要に応じて配置予定管理技術者に対して、あらかじめヒアリングを実施するものとする。
- 3 ヒアリングは、当該業務委託を所管する課長が配置予定管理技術者の出席を求めて実施するものとする。
- 4 技術的所見の審査に当たっては、的確性、独創性、実現性等を評価して採否及び技術点を決定するものとする。
- 5 企業の業務実績等企業評価、技術者の業務成績等の技術者評価、並びに地域貢献活動の評価について疑義が生じた場合は、審査会において審査を行うものとする。

（総合評価落札方式に対する質問）

第9条 入札公告の日以降、入札参加希望者から当該総合評価落札方式に関する質問がなされた場合には、所管課長は、すみやかに回答書を作成し、閲覧に供するものとする。

（総合評価の方法）

第10条 総合評価の方法は、第2条第1項第2号に定める評価値をもって行うものとする。

（落札者の決定）

第11条 総合評価落札方式における落札者は、次の各号に該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 当該業務の設計図書に定める要件に関する最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（責任の所在等）

第12条 発注者が技術資料で示された技術提案等を認めることにより、当該技術提案等に基づく業務に関する当該技術提案者の責任が軽減されるものではない。

また、技術提案等が履行できなかった場合、発注者は、業務成績評定の減点及び契約金額の減額を行うものとする。

（提案内容の取扱い）

第13条 発注者は、技術提案等の内容を公表しないものとする。

- 2 発注者は、提案者の承諾を得ることなく技術提案等の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な技術提案等についてはこの限りでない。

（技術資料の作成費用）

第14条 入札参加希望者が技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項については、「山形県県土整備部所管業務委託に係る条件付一般競争入札実施要領」、「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領」、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン」、「山形県建設工事等請負業者選定要領」及び「建設工

事等請負業者選定基準」の定めによるものとする。また、これにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日以後に指名通知又は入札公告を行う業務委託から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 7 月 1 日以後に施行伺いを行う業務委託から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 8 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う業務委託から適用する。